

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置  
の継続を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年余りが経過したが、当県においては、今なお5万人を超える県民が避難を余儀なくされ、また、根強く残る風評などにより厳しい状況が続いている。

県土の復興を加速し、誇りある福島を構築するために最も重要な社会資本である道路については、避難解除区域等と周辺地域を結び、復興・再生を担うふくしま復興再生道路や災害に強い県土の骨格をなす道路などの整備が積極的に進められている。

このような中、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、このかさ上げ規定は平成29年度までの時限措置となっている。

多くの道路整備に補助事業等を活用する当県において、補助率等のかさ上げ措置がなくなることは、復興・再生の遅滞を招き、その影響は重大である。

よって、国においては、平成30年度以降も、福島の復興・再生に向けた迅速かつ着実な道路整備の推進のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 福島の復興・再生の実現に向け、道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長 吉 田 栄 光

